

## 改正の必要性について検討を行う条文一覧（全10項目）

番号	関連条項	評価結果	条文	検討内容（委員意見）
1	9-1	A-3	（議論の充実） 第9条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。	総括方式または一問一答方式で行うことができると条文を変えたほうが良い。
2	10-1 10-2	A-1 C-3	（監視及び評価） 第10条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているかを監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。	1項と2項を一緒にまとめても良いのではないか。
3	11-1	A-4	（議決事件の拡大） 第11条 議会は、市政における重要な計画等の決定に参画するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を次のように定める。 (1) 佐伯市総合計画基本構想に基づく基本計画を策定し、又は変更すること。 (2) 佐伯市都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。 (3) 佐伯市長期総合教育計画を策定し、又は変更すること。	条文のとおり行われているが、追加しなければならない計画、プランはないか、見直しは必要。（再掲）
4	14-1	B-3	（議員定数） 第14条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、議会モニター制度、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。	現在の条文の解釈では、市民意見聴取の方法として、議会モニターはもとより、参考人制度、公聴会制度、全ての活用が義務規定となる。一方、これらの他にも意見聴取の方法はあるため、条文の見直しについて検討が必要。
5	15-1	C-4	（議員報酬） 第15条 議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、議会モニター制度、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。	第14条と同様に、条文の見直しについて検討が必要。
6	16-1 16-2	B-3 B-3	（議員研修の充実） 第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家その他の有識者との研修会を積極的に開催するものとする。	2項も含めて条文の構成についても検討が必要。 1項の前半の部分と2項の部分が、重なる部分が多いのではないか。
7	18-1 18-2	C-3 C-2	（議会広報の充実） 第18条 議会は、市政に関する重要な情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に公表するよう努めるものとする。 2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。	1項と2項の条文の構成について検討が必要ではないか。 情報発信の部分に特化したような項目にまとめてもいいのではない。 広報と広聴は切り離れたほうがいいのではないか。 1項の市政に関する重要な情報の情報というのをやはり争点、論点というのを明確に表されるような表現にしたほうがいい。
8	20-1	C-3	（調査機関の設置） 第20条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	実際に設置するに当たっては、委員報酬・費用弁償等の規定の整理が必要。

## 改正の必要性について検討を行う条文一覧（全10項目）

番号	関連条項	評価結果	条文	検討内容（委員意見）
9	23-4	B-3	<p>（委員会の活動）</p> <p>第23条 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮しなければならない。</p> <p>2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に対し資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任をもって行わなければならない。</p> <p>4 委員会は、市民の要請に応じ、議案等の審査及び調査の過程等を説明するため、市民懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。</p>	市民懇談会については、市民からの要請がない現状である。「市民の要請に応じ」の部分は見直しを検討してはどうか。
10	24-1	C-3	<p>（政治倫理）</p> <p>第24条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p>	「養う」という言葉の使い方については非常に違和感を感じる。見直す方向で検討できないか。